

○長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則

〔 昭和62年8月26日
細 則 第 1 7 号 〕

改正

平成 2年 2月28日細則第 19号	平成 4年 4月 1日細則第 21号
平成 5年 1月29日細則第 23号	平成 5年 7月22日細則第 24号
平成 6年 1月14日細則第 25号	平成 7年 3月10日細則第 28号
平成 7年 8月 7日細則第 29号	平成 7年 9月 4日細則第 30号
平成 8年 4月25日細則第 32号	平成 9年 2月26日細則第 35号
平成 9年 6月30日細則第 36号	平成13年 3月 2日細則第 40号
平成13年 5月31日細則第 41号	平成14年 2月26日細則第 42号
平成15年 3月 6日細則第 44号	平成16年 3月 3日細則第 46号
平成18年 3月27日細則第 50号	平成19年 2月27日細則第 51号
平成21年 2月 2日細則第 57号	平成22年 6月25日細則第 58号
平成24年 3月 9日細則第 61号	平成25年 2月25日細則第 63号
平成26年 2月21日細則第 64号	平成26年12月24日細則第 65号
平成27年 3月30日細則第 67号	平成28年 2月17日細則第 68号
令和 2年 2月27日細則第 79号	令和 3年 5月28日細則第 80号
令和 3年11月29日細則第 81号	令和 4年11月 4日細則第 88号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県市町村職員共済組合貸付規則（昭和43年3月8日規則第16号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、貸付けの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付事由の取扱い)

第2条 規則第3条第2項に定める臨時に資金を必要とするときは、次のとおりとする。

- (1) 生活必需物資の購入
- (2) その他理事長が必要と認めたとき

2 規則第3条第3項に規定する自己の用に供する住宅は、店舗、貸室、事務所、倉庫又は作業場等組合員又は被扶養者が直接居住の用に供しない部分、若しくは他の収入を得るための手段として使用する部分を除くものとする。

3 貸付けは規則第3条第5項、第6項及び第7項に定める場合を除いて、普通貸付及び住宅貸付並びに災害貸付は各々1貸付けとする。

4 規則第3条第5項第2号に規定する理事長が定める要件とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に相当する外国における学校とする。

5 規則第5条第4項に定める要介護に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護

対応住宅」という。)の範囲については、段差の解消、手すりの設置又は将来設置可能な下地補強、車いすが利用できる幅の廊下・居室等の構造、洋式で広いトイレ、入浴しやすい浴槽等とする。また、ホームエレベーター、天井走行リフト、階段昇降機、段差解消機等の介護機器を設置する場合もこの範囲に含まれるものとする。

(貸付金の限度額の算定の基礎となる給料又は報酬)

第3条 規則第5条第1項第1号アに掲げる職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第1項に規定する教育長を含む。以下同じ。)である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、当該職員に係る条例の規定が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる金額(100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額)とする。

- (1) 給料と扶養手当その他の手当とに区分して支給することとされている場合 当該給料の月額に1.25を乗じて得た金額
- (2) 給料以外には扶養手当その他の手当は支給しないが、給料の中に当該手当を含む旨が規定されている場合 当該給料の月額
- (3) 給料と扶養手当その他の手当とを区分することなく支給することとされている場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該支給される給与の月額

2 規則第5条第1項第1号ウに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる報酬(規則第5条第1項第1号ウに規定する報酬をいう。以下同じ。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に依り当該各号に掲げる金額(100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額)とする。

- (1) 報酬の額が月額で定められている者 当該月額
- (2) 報酬の額が日額で定められている者 当該日額の2.2倍に相当する金額
- (3) 報酬の額が時間給で定められている者 1時間当たりの額に1週間当たりの勤務時間の5.2倍に相当する時間数を乗じた額を1.2で除して得た金額

3 規則第5条第1項第1号エに掲げる者に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に依り当該各号に掲げる金額(100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額)とする。

- (1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)第141条第1項に規定する組合職員 長崎県市町村職員共済組合給与規程(昭和37年規程第4号)に規定する給料の月額
- (2) 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員 次に定める金額
ア 当該法人の役員については、その支給を受ける給与のうち第1項の規定により算定された金額に相当する金額
イ 当該法人の職員については、規則第5条第1項エに規定する月額をもって支給されるものに相当する金額

(貸付申込書の締切り及び添付書類)

第3条の2 規則第8条第1項に定める貸付申込書の締切り日は、貸付金の交付日の属する前月末日とし、又、当該申込書には印鑑証明書(申込人)のほか次の各号に

掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、高額医療貸付及び出産貸付にあつては、この限りではない。

(1) 普通貸付 見積書又は契約書の写

(2) 住宅貸付 住宅貸付申込調書（別紙様式第1号の2）のほか次に定める書類

ア 住宅の新築又は増築の場合

（ア） 業者の工事見積書

（イ） 建築図面（増築の場合は、新旧対照の図面）

（ウ） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証の写又は市町村に届け出た建築工事届の写

（エ） 土地登記簿謄本又は土地の全部事項証明書（名義が借受人と異なる場合は、地主の土地使用承諾書。）及び土地の地目が農地である場合は、農地法（昭和27年法律第229号）による転用許可書の写

イ 住宅の改築又は修理の場合

（ア） 業者の工事見積書

（イ） 家屋平面図（改築、修理の部分がわかる新旧対照の図面）

（ウ） 家屋登記簿謄本又は建物の全部事項証明書（名義が借受人と異なる場合は、家主の同意書。）

ウ 住宅又は住宅の敷地購入の場合

（ア） 住宅又は住宅の敷地の売買契約書の写

（イ） 家屋図面又は敷地の実測図面

（ウ） 登記簿謄本又は登記事項証明書（売主のもの。ただし、購入後に申込みの場合は申込人のものとし、当該不動産取得後3月以内のものに限る。）

エ 在宅介護対応住宅の場合 介護対応部分の説明を記入した平面図のほか同号各区分に定める書類

(3) 災害貸付

（ア） 災害貸付申込調書（別紙様式第1号の2）

（イ） り災証明書又は盗難届証明書のほか前号各区分に定める書類

(4) 特別貸付 経費の内訳書（別紙様式第3号）のほか次の貸付けの区分に応じ当該各号に定める書類

ア 医療貸付 診断書（別紙様式第2号）、領収書

イ 入学貸付 合格通知書の写又は入学許可書及び入学案内書の写（入学金又は授業料が確認できるものに限る。）、賃借契約書の写、海外留学の場合は証明書、戸籍抄本等（被扶養者を除き、続柄が確認できるものに限る。以下同じ。）

ウ 修学貸付 入学許可書又は在学証明書及び入学案内書の写（授業料等が確認できるものに限る。）、賃借契約書の写、海外留学の場合は証明書、戸籍抄本等

エ 結婚貸付 見積書、結婚証明書又は案内状、戸籍抄本等

オ 葬祭貸付 埋火葬許可書の写、見積書、除籍抄本等（個人との続柄が確認できるものに限る。）

- 2 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けを申込み者は、貸付申込書に借入状況等申告書（別紙様式第1号）及び他の金融機関等（臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に定める金融機関又は他の法令の規定により設立されたもののうち貸付事業を行っている団体若しくは互助会等をいう。以下同じ。）からの借入状況及び毎月の償還状況を確認できる書類（住宅ローン申込書の写、融資決定通知書の写、償還表の写等）を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長が確認書類の提出の必要がないと認めるときは、この限りではない。

（宅地の購入面積の制限）

第4条 住宅の敷地の貸付対象面積は、400平方メートル程度の範囲内とする。

（貸付けの制限）

第5条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けは、次の各号のいずれかに該当するときは、行わない。

- (1) 貸付けの申込みをするときにおいて、当該貸付けの申込額に対する毎月の償還予定額及び組合からの既貸付金に対する毎月の償還額（期末手当等（法第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。）からの償還額を除く。以下この条において同じ。）の合計額と金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合算額（以下次号において「月例償還額」という。）が、給料（規則第5条第1項第1号に規定する給料をいう。以下、この条において同じ。ただし、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている者（以下「部分休業等減額者」という。）にあつては、減額後の給料とする。）の100分の30に相当する額を超えるとき。
- (2) 貸付けの申込みをするときにおいて、月例償還額に12を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。）に2を乗じて得た額の合計額が、給料（部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。）に12を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合、給料（部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。）に4を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の100分の30に相当する額を超えるとき。
- (3) 給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。
- (4) 給料（規則第5条第1項第1号ウに規定する報酬を除く。）その他の給与（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。）若しくは報酬の差押え又は保全処分を受けているとき。
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づき設立された市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）から貸付けを受けた者で、次のアからウに掲げる者（他の共済組合において次のアからウの状態となった者については、全

国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則（以下「保全規則」という。）第2条の2に定める貸付保険の支払対象となった者に限る。）

（以下「貸付事故者」という。）となったとき。

ア 共済組合の貸付規則（以下「規則」という。）による即時償還を命じられた者で、即時償還期日までに全額を償還しなかった者

イ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の決定を受けたことにより、共済組合の貸付金について償還できなくなった者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定を受けたことにより、共済組合の貸付金について償還できなくなった者

2 前項第5号に規定する貸付事故者のうち、保全規則第2条の2に定める貸付保険の支払対象となっていない者で、次の(1)から(3)に掲げる者に対しては、貸付けを行うことができる。

(1) 規則に定める償還表又は理事長が別に定める償還表により償還し、当該償還が5年以上にわたり引き続いている者。ただし、住宅に係る貸付金の未償還元利金がある場合は、引続く償還期間が10年以上である者とする。

(2) 貸付金を全額償還した者

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、貸付けの申込みをした者の貸付事由が法で定める非常災害である場合で、当該貸付けを実施することが、合理的かつ相当な理由があるとして理事長が貸付けを認めた者

3 貸付事故者の貸付けに係る貸付金の限度額は、規則第5条に定める限度額から貸付けの申込時における既貸付金の未償還元金の額（破産法の規定により免責された債務額、調停により減額された債務額及び民事再生法により免除された債務額を含む。）を控除した金額とする。

（所属所長の責務）

第5条の2 所属所長は、理事長が必要と認める場合は、貸倒事故防止のための調査等に協力するとともに、未償還元利金の回収に努めなければならない。

（住宅貸付等の実態調査）

第6条 理事長は、規則第3条第3項及び第4項に規定する貸付けについては、実態調査を行い、常に債権の安全と保全に務めなければならない。ただし、調査が困難な場合は、所属所長に委譲することができる。

（貸付金の限度額）

第7条 規則第5条第1項第2号により算定した貸付限度額において、10万円未満の端数が生じた場合は、これを10万円に切り上げるものとする。

（貸付金額の単位）

第8条 規則第6条に規定する高額医療貸付及び出産貸付の貸付金額は1,000円を単位として計算し、1,000円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てる。

（貸付金の交付）

第9条 理事長は、規則第11条第1項の規定により借用証書を受領したときは、所属所を経て借受人に貸付金交付通知書（別紙様式第4号）を交付するものとする。

2 規則第11条第2項の規定による貸付金は、毎月末日（12月については、25

日)に交付するものとする。ただし、高額医療貸付及び出産貸付にあつては、この限りではない。

3 前項に規定する交付日が、金融機関の休日にあたる時は、その日前において最も近い金融機関の休日以外の日とする。

4 理事長は、貸付金を交付したときは、直ちに貸付金台帳を作成し、所要の事項を記載して整理しなければならない。

(償還表の選択)

第10条 借受人は、規則第16条第1項に定める償還表のほか、理事長が別に定めるボーナス償還表を選択することができる。

2 前項の規定により選択することを希望するときは、貸付申込時において、又は理事長の定める期日までにその旨を申し出るものとする。

3 住宅貸付を借り受けている者のうち、規則第16条第1項に定める償還表から理事長が別に定めるボーナス償還表への変更を希望する者は、理事長が定める期日までにその旨を申し出るものとする。

(償還の手続き)

第11条 給与支払機関は、組合より交付された償還予定表に基づき、借受人のその月の償還額に相当する金額をとりまとめ、速やかに組合の貸付経理預金口座に払い込まなければならない。

2 規則第16条第5項による未償還元利金(据置期間中の修学貸付を除く。)の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、毎月末日までに繰上償還申出書(別紙様式第5号)を、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申出書を受理したときは、繰上償還による償還金額を算定し、償還金通知書(別紙様式第6号)を所属所長に送付するものとする。

4 所属所長は、前項の通知書に記載された金額を徴収し、当月の25日までに組合の貸付経理口座に振り込まなければならない。

第12条 削除

(抵当権の設定)

第13条 削除

第14条 削除

(育児・介護休業に係る貸付金償還の猶予期間の償還方法)

第15条 規則第16条第5項に規定する理事長が別に定める方法は、次のとおりとする。

(1) 償還の猶予が終了した月の翌月からの償還については、償還を猶予しなかったとしたならば、償還表において当該月に償還することとなる償還額から償還する。

(2) 償還を猶予した期間の各月分の未償還額の償還については、当該償還を猶予した月に償還を猶予した期間に相当する月数を加えた月に対応する月に、当該償還を猶予した月に償還することとされていた償還額を償還する。

(貸付後における提出書類)

第16条 普通貸付の貸付けを受けた借受人は、当該貸付の対象となった資金の支払いが完了したときは、支払完了の確認できる書類を速やかに理事長に提出しなければ

ばならない。

- 2 住宅貸付等の貸付けを受けた借受人は、当該貸付の対象となった不動産を取得したとき又は増改築若しくは修理等が完了したときは、3月以内に完了報告書（別紙様式第7号）、登記事項証明書又は登記簿謄本（以下この条において「登記簿等」という。）及び住民票を、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。
- 3 敷地の購入に係る貸付けを受けた借受人は、規則第12条に定める期限内に当該敷地に住宅の建築に着手し、当該住宅が完了後3月以内に登記簿等及び住民票を理事長に提出しなければならない。
- 4 住宅の改築、修理等を行うため住宅貸付等の貸付けを受けた借受人は、当該貸付けの対象となった工事等が完了したことが確認できる書類をもって第2項に規定する登記簿等の提出に代えることができる。

（他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け）

第17条 規則第20条の規定による貸付けを受けようとする者は、貸付申込書（住宅貸付及び災害貸付については、別途貸付申込調書を添付のこと。）に印鑑証明書、借入状況等申告書及び貸付金未償還金証明書を添え、所属所長を経て、理事長に提出しなければならない。

- 2 第5条第1号から第5号までの規定は、前項に規定する貸付けについて準用する。ただし、他の組合又は国の組合において、同条第1号及び第2号に規定する審査基準と同程度の審査を経て貸し付けられたものであると認められる貸付けについては、同条第1号及び第2号の規定を適用しないことができる。

（書類の返還）

第18条 理事長は、貸付金の償還が完了したときは、遅滞なく借用証書を借受人に返還するものとする。ただし、理事長は、必要と認める場合は、所属所長を経由して返還することができる。

（実施の細目）

第19条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は昭和62年8月26日から施行し、昭和62年8月1日から適用する。

附 則（平成2年2月28日細則第19号）

この細則は、平成2年2月28日から施行する。

附 則（平成4年4月1日細則第21号）

- 1 この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年1月29日細則第23号）

この細則は、平成5年1月29日から施行し、平成5年1月1日から適用する。

附 則（平成5年7月22日細則第24号）

この細則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成6年1月14日細則第25号）

この細則は、平成6年1月14日から施行し、平成6年1月1日から適用する。

附 則（平成7年3月10日細則第28号）

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年8月7日細則第29号）

この細則は、平成7年8月7日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成7年9月4日細則第30号）

この細則は、平成7年9月4日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

附 則（平成8年4月25日細則第32号）

この細則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日細則第35号）

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日細則第36号）

この細則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月2日細則第40号）

この細則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年5月31日細則第41号）

この細則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成14年2月26日細則第42号）

1 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則の規程は、平成14年5月1日以後の貸付けに係る申込みについて適用し、同日前の貸付けに係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月6日細則第44号）

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則の規程は、平成15年5月1日以後の申込みについて適用し、同日前の貸付けに係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月3日細則第46号）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日細則第50号）

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則第3条第4項、第11条の2から第14条、第16条及び第18条の規定は平成18年6月1日以後に申込みがあった貸付けから適用し、同日前に申込みがあった貸付については、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月27日細則第51号）

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月2日細則第57号）

この細則は、公告の日から施行する。ただし、第2条第4項の規定については、平成20年12月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日細則第58号）

1 この細則は平成22年7月1日から施行する。

- 2 この細則による改正後の長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則の規程は、平成22年8月1日以後に申込みがあった貸付けから適用し、同日前に申込みがあった貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月9日細則第61号）

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則の規程は、平成24年4月1日以後に申込みがあった貸付けから適用し、同日前に申込みがあった貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月25日細則第63号）

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則の規程は、平成25年4月1日以後に申込みがあった貸付けから適用し、同日前に申込みがあった貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月21日細則第64号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 長崎県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する細則（平成26年2月21日第159号）による改正前の長崎県市町村職員共済組合貸付規則第13条の規定により抵当権を設定した借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、登記の抹消の手続きに必要な書類を借受人に交付するものとする。

附 則（平成26年12月24日細則第65号）

（施行期日）

この細則は公告の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日細則第67号）

（施行期日）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月17日細則第68号）

この細則は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則（令和2年2月27日細則第79号）

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則第3条の2及び第16条の規定は、令和2年5月1日以後の申込みについて適用し、同日前の貸付けに係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月28日細則第80号）

この細則は、公告の日から施行する。

附 則（令和3年11月29日細則第81号）

この細則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日細則第88号）

- 1 この細則は、公告の日から施行し、令和4年10月1日（以下「適用日」という

。) から適用する。

- 2 規則第5条第1項第1号ウに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる報酬の額は、適用日以後公告の日までの間に貸付けを決定した貸付けについては、この細則による改正前の給料の額を報酬の額とみなして、この細則による改正後の細則の規程を適用する。

(別紙様式第1号)

借入状況等申告書

1 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有・無	銀行	有・無	その他公庫	有・無	労働金庫	有・無
信用金庫	有・無	信用組合	有・無	消費者金融	有・無	信販会社	有・無
地方公共団体による住宅融資等	有・無	互助会	有・無	個人	有・無	その他	有・無

※上記で「有」に○印したものについて、以下に記入してください。

他の金融機関等からの借入状況記載欄									
借入先	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
..						..			
..						..			
..						..			
..						..			
..						..			
..						..			
..						..			
計				(A)	(F)			(B)	(G)

共済組合からの借入状況記入欄									
貸付種類	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
..						..			
..						..			
..						..			
..						..			
計				(C)	(H)			(D)	(I)

毎月の償還額 (A) + (B) + (C) + (D) = 円 (E)

ボーナス償還額 (F) + (G) + (H) + (I) = 円 (J)

2 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額(E)	給料月額(K)	貸付申込月の正規勤務時間(X) *	貸付申込月の休業予定時間(Y) *	割合 [E ÷ (K × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
円	円	時間	時間	%

* 貸付申込月の正規勤務時間(X)及び貸付申込月の休業予定時間(Y)は、部分休業中の場合に記入してください。

※ 給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

※ 短時間勤務職員は、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

※ 部分休業中の場合は、減額後の給料(または報酬)月額(K × (1 - Y ÷ X))に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

3 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額 [E × 12 + J × 2] (L)	年収額 [K × 12 + K × 4] (M)	割合 [L ÷ (M × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
円	円	%

※ 年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

※ 部分休業中の場合は、減額後の年収額(M × (1 - Y ÷ X))に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

私の借入状況は上記事実と相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

年 月 日

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

申込人氏名

(別紙様式第1号の2)

住宅(在宅介護)貸付申込調書
災害(家財・住宅・再)

所 属 所 名				職 氏 名		
現 在 の 住 居		1 自己所有・2 親族所有(氏名 続柄)・3 借家・4 その他()				
自己所有の場合の処分方法		1 売却・2 解体・3 返還・4 その他()				
申 込 種 類		1 新築・2 増築・3 改築・4 修理・5 住宅購入・6 敷地購入				
竣工(購入)後の家族の状況	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	所 得 金 額	勤 務 先 名
工 事 概 要	構 造 の 概 要	木造 鉄筋 葺 平家 モルタル ブロック 階建				
	工 事 (購 入) 内 容	1 階 m ² 室数 面 積 延面積 m ² 2 階 m ² 畳				
	工 事 請 負 人	住 所				
	又 は 売 主 名	氏 名				
	工 事 着 工 予 定 日	年 月 日		竣 工 (購 入) 予 定 日	年 月 日	
	工 事 (購 入) 予 定 金 額	円				
	資 金 計 画	借 入 先	借 入 金 額		償 還 期 間	抵当権設定の有無
① 貸 付 申 込 額		円		年		
② 住 宅 貸 付 未 償 還 金		円				
③ 自 己 資 金		円				
④ 住 宅 金 融 公 庫		円		年	有 ・ 無	
⑤ () より借入金		円		年	有 ・ 無	
⑥ () より借入金		円		年	有 ・ 無	
⑦ () より借入金		円		年	有 ・ 無	
代 金 支 払	合 計 (①-②+③+④+⑤+⑥+⑦)	円				
	住 宅	年 月 日		円		
		年 月 日		円		
		年 月 日		円		
		年 月 日		円		
	敷 地	年 月 日		円		
年 月 日		円				
敷地購入後の住宅建設予定		年 月 日				
摘 要						

(裏面も必ず記入して下さい。)

建築又は買収の所在地	
現地見取図（所属所から現地まで簡明に書くこと。）	

(別紙様式第2号)

診 断 書

組合員又は被扶養者の氏名、生年月日		年	月	日生
現住所				
初診年月日		年 月 日		
原因				
傷病名				
病歴	既往歴			
	現病歴 〔 処置及び療養の経過 〕			
上記の傷病により向後 日間の入院加療を要する。 以上のとおり診断します。 年 月 日 住 所 医 師 氏 名				

(別紙様式第3号)

経費の内訳書

所 属 所 名		組合員証 記号番号	—	用 途 (該当する事 項に○印)	医療・入学・修学 ・結婚・葬祭
対 象 者 氏 名		続 柄		生 年 月 日	年 月 日
経 費 の 内 訳			経費の合計 (A) の支払方法の内訳		
経 費 の 名 称	金 額	支 払 方 法	金 額		
	円	今回貸付申込金額	円		
	円	()より借入金	円		
	円	自 己 資 金	円		
	円	対 象 者	円		
	円	上 記 以 外 の 者 (名前)	円		
合 計 (A)	円	そ の 他 ()	円		
上記のとおり相違ありません。					
年 月 日					
申込人氏名					

貸付金交付通知書

(所属所名)

(部課署名)

(氏名)

(所属所) (証番号) (部課署)

下記のとおり、貸付金を送金しましたのでお知らせします。

送	金	日			
送	金	額	円		
送	銀	行	名		
金	支	店	名		
先	預	金	種	目	
		口	座	番	号
	口座名義人				
貸	付	番	号	貸	付
				種	類
貸	付	日	貸	付	額
					円

(別紙様式第 5 号)

繰上償還申出書

下記のとおり組合員貸付金の繰上償還を申出いたします。

年 月 日

所属所長

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

組 合 員 記号番号	氏 名	貸 付 種 別	貸 付 番 号	償 還 区 分	償 還 希 望 額	備 考
				全額・一部	万円	
				全額・一部		
				全額・一部		
				全額・一部		
				全額・一部		
				全額・一部		

- ④： 1. この申出書は、償還月の前月末日までに提出して下さい。
2. 償還区分は、「全額」・「一部」のいずれかに○をつけて下さい。
3. 償還希望額は、一部繰上の場合のみ記入し、～万円以内という意味です。

(別紙様式第6号)

償 還 金 通 知 書

様

組 合 員 記号番号	氏 名	貸 種 付 別	貸付番号	償 還 区 分	償 還 回 数	償 還 決 定 額			備 考
						元 金	利 息	合 計	
					回分	円	円	円	
合 計						0	0	0	

上記のとおり償還金額を算定しましたので、25日までに指定納付書により償還して下さい。

平成 年 月 日
長 崎 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 理 事 長

(別紙様式第 7 号)

完了報告書

		組合員証記号番号		—	
貸 付 の 対 象		新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 修 理 ・ 住 宅 購 入 ・ 敷 地 購 入			
貸 付 番 号		第	号	借 受 金 額	¥
物 件	所 在 地				
	建 物		m ² (坪)	価格¥	
	土 地		m ² (坪)	価格¥	
工事 (購入) 完了年月日		年 月 日			
登 記	保 存 移 転	登 記 完 了 日		年 月 日	
	所 轄 法 務 局 名				
上記のとおり完了しましたので報告します。 年 月 日 住所 借受人 氏名 長崎県市町村職員共済組合理事長 様					
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 所 属 所 長					

(注) 1. 貸付の対象は、該当のものを○印してください。
2. 建物・土地の記入欄には、工事（購入）に係る実際の面積及び費用を記入してください。
3. 当該不動産を取得した後又は増改築若しくは修理が完了した後の登記簿等及び住民票を併せて提出してください。